

酒販通信

発行所 ■ 全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel.03(3714)0172 Fax.050(3730)1064
発行人 ■ 全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝
編集・制作 ■ 全国小売酒販組合中央会 Tel.03(3714)0172
定価 ■ 100円(税込)

令和5年(2023)
6月25日発行

第683号

全国小売酒販組合中央会

全国小売酒販組合中央会通常総会

時代に即した「業界団体」を目指す

総会提出議案

- 第1号議案 令和4年度事業報告の件
- 第2号議案 令和4年度収支計算書・貸借対照表・財産目録承認の件
- 第3号議案 令和5年度事業計画承認の件
- 第4号議案 令和5年度収支予算書承認の件
- 第5号議案 令和5年度経費負担金徴収方法承認の件

右) 議長を務める神奈川県連佐藤会長
左) 質問をする岡山県連森脇会長



【質問】酒類販売管理研修のオンライン化について、メリット・デメリットを明確にし、今後の環境変化に備えるべきではないか。

【回答】研修のオンライン化は、法定研修の質の維持、受講者の利便性、研修実施団体である連合会・地区組合への影響を慎重に検討する必要がある。時代に即した研修の在り方を今後執行部にて考えていきたい。

【要望】組合員の減少が進み組合運営が厳しい。連合会・地区組合の状況を鑑み、賦課金の減額や救済措置を要望する。

【回答】中央会の賦課金は1組合員あたり年間580円だが、中央会として行政等への様々な要望等活発な活動を行っており、賦

6月28日、全国小売酒販組合中央会(以下、中央会)第70回通常総会が開催されました。本総会は約4年ぶりにリアルでの開催となり、全国から会員が終結。すべての議案が原案通り承認されました。

8年ぶりの「コア講師講習」開催を決議

第3号議案の事業計画案として、コア講師講習の開催に向けて、国税庁をはじめとする関係省庁と協議を行うこと、令和5年度も前年度と同様に総額500万円の「支部費」を支給する案が賛成多数で承認されました。また、出席会員より出された質問等について、執行部が次のように回答いたしました。(一部のみ掲載)

課金の減額は考えていない。一方で、フロントティア補助金等国の酒販店支援策実施への働きかけ、(一社)日本フランチャイズチェーン協会の賛助会員加入、コロナ支援金の獲得、青年会への助成、連合会HPの作成等を行っている。具体的な要望があれば執行部にて検討したい。

全国小売酒販政治連盟 通常総会

水口理事の退任を報告

中央会総会後に開催された全国小売酒販政治連盟(酒政連)通常総会は、43支部(委任状含む)が出席し、すべての議案が原案通り承認されました。

その他協議報告事項として、令和5年3月31日付で中央会水口尚人事務局長が退職したことに伴い、同日付で政治連盟常勤理事も退任したことが報告されました。

本号の主な内容

- 第70回通常総会 来賓挨拶.....2面
- 第70回通常総会 会長挨拶.....3面
- 計算書.....4面
- 全酒協・第52期通常総会.....5面
- 全生協・総代会.....6面
- 広告.....7面
- 全国小売酒販青年協議会 通常総会.....8面



国税庁課税部酒税課

中田酒税課長挨拶要旨

ゴールデンウィーク後より、新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが、インフルエンザと同じ第5類に変更となりました。インバウンドも再開し、漸くという感じではございますが、飲食店の客足も回復傾向にあると承知しております。他方で、給付金がなくなり、返済も始まり、これからが大変という方もあると承知しております。

この長いコロナ禍での皆さまの我慢と創意工夫には改めて頭の下がる思いです。そこで、酒類業界の要である皆様に、本日、この機会をお借りして3点ほどお伝えしたいと思います。

まず1点目に、小売酒販組合への期待について申し上げます。

コロナ禍でも、特徴のある酒蔵や、小売、料飲店の中でも、家呑み需要あるいはお客さんのニーズにマッチした品揃えをする小売店、あるいは、料飲店の中でも空気の入替可能な個室を用意した料飲店など、そういったお店は好調でございました。

全国小売酒販組合中央会におかれましては、個々の組合員を激励し、是非とも全組合員が来年も再来年も事業を継続できるよう、実践的な方法で導いていただきたいと思います。

2点目ですが、去る6月8日に国税庁から1つ要請文をださせていただきました。

「酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について」という要請文です。

要請文では、本年10月のビール等の酒税額の増減を適正かつ合理的に価格に転嫁できるよう、取引先と十分な協議を行うこと、それから「酒類の公正な取引に関する基準」、これが着実に遵守されているか、国税庁では取引実態調査を行いつつ、問題がある取引には厳正に対処すると、こういったことを明記しております。

皆様におかれましては、要請文の趣旨を十分に踏まえていただき、問題のある取引を把握された際には、国税庁あるいは国税当局の方にご連絡いただければと思います。

3点目はデジタル化についてです。

昨年デジタル庁から、デジタル技術の活用による酒類販売管理者の複数店舗兼任など、酒類業に関する制度等の見直しが行われており、酒類販売管理者の複数店舗兼任はデジタル化に適さないことなどを中央会の皆様とともに粘り強く訴

えた結果、見直しはしないこととなりました。

しかし、デジタル技術の導入は各所で進んでおり、今後も様々な面でデジタル化を前提とした制度等の見直しが行われる可能性がございます。

そうした中、本年1月に一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」を発表しております。

こちらは、従業員の省人化などを目的として導入されているセルフレジで酒類・たばこを販売する際の年齢確認方法にデジタル技術を導入した場合の販売方法ガイドラインとなっております。

このガイドラインは、今は従業員がいる店舗での運用を前提としておりますが、今後も見直しが行われる可能性がございますので、酒類の適正な販売管理が確保されるものとなるよう、国税庁としても引き続き注視していく所存です。

また、酒類の適正な販売管理といえますと、どうしても酒類の自動販売機についてお話ししなければなりません。

今般のデジタル庁の見直しの議論やフランチャイズチェーン協会の取組などを踏まえると、将来的には完全無人店舗、いわゆる無人コンビニでの酒類の販売が議論されること

無人店舗での酒類販売は、適切な販売管理の観点から課題があります。が、どうあるべきかとの議論に耐えるためには、実質的に無人店舗と同様の自動販売機を減らしていく必要があるのではないかと考えています。今後のデジタル化の議論に備え、酒類の自動販売機の撤去を真剣に考えていただき、酒類の適正な販売管理の確保、そして、適切な飲酒環境の形成にご協力いただきますようお願いいたします。



最後に、全国小売酒販組合中央会の益々の御発展、会員の皆様の事業の御繁栄、本日御出席の皆様方の御健勝を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

約4年ぶりに、全国の連合会の皆様の顔が揃ったことが、何よりうれしく思います。

昨年6月8日の総会決議を経て、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会(以下、JFCA)が中央会の賛助会員として加入いたしました。中央会が行うべき「酒類小売業界の維持・発展」、「適正な販売管理の確保」や「社会的課題へのリーダーシップ」を果たしていく上で、この度の賛助会員加入が、重要な意味を持つことと思います。行政や政治に対し様々な要望をし、実現していく上で組織率、関係者の「数」は大切です。今後、酒類小売業の業界団体として結束し、JFCA、そして中央会役員でもあるJFCA伊藤顧問とも連携を図りながら、様々な前向きな検討をしていけたらと考えております。

中長期的な組織運営を考える上で、組織も時代即した対応、変化が必要との認識です。

昨年デジタル庁が「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を掲げ、酒類業組合法関係では、デジタル技術の活用による酒類販売管理者の兼任を可能とすることなどが見直し案の対象となりました。酒類販売管理者の兼任は、先の議員立法の趣旨に反するものであり、中央



全国小売酒販組合中央会 吉田精孝会長挨拶要旨

会、政治連盟は「反対」の立場で活動し、昨年12月、デジタルは「見直しをしない」という決定をしています。酒類の適正な販売管理の確保の観点から、この決定は当然であると考えますが、デジタル化はあらゆる場面に浸透しており、今までの組織の在り方、考え方だけでは対応しきれない状況が、今後も起きうることを想定されます。しかし、デジタル化は決してマイナスなことばかりではなく、デジタル技術の活用による年齢確認の精度向上への期待、オンライン会議システムを利用した双方のやりとり、動画を活用した組合の魅力の発信等、ポジティブな側面も利用し、それらを考慮した組織運営を考えていけたらと思います。

コア講師講習については、秋頃に、各連合会から1名程度の参加を目的とし、要件を設けた上でコア講師講習を開催できればと考えております。各地で行われる研修もコロナ前の状況に戻っていること、また、組合の魅力を伝えるという意味で、対面での研修も引き続き重要なものなので、新規講師の養成だけではなく、既存講師の知識のブラッシュアップとして、今後各連合会のコア講師の皆様にご活躍いただくことを期待しています。

平成15年に酒類販売管理研修制度がスタートし、今年で20年になります。本日も事前質問として「酒類販売管理研修のオンライン化」についてご質問いただいておりますが、研修についても、時代に即した在り方を検討していきたいと思っております。

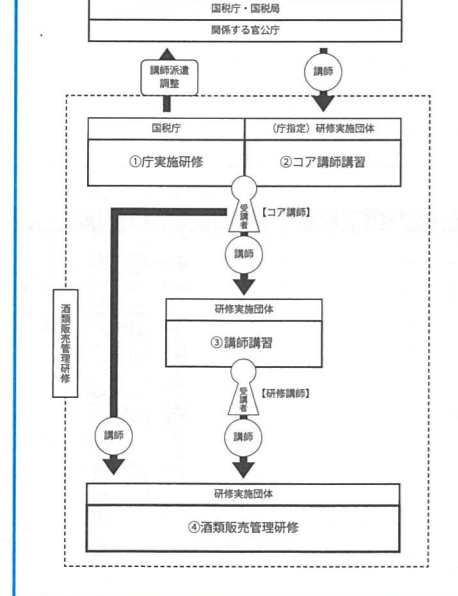
酒類販売管理研修 制度について

酒類販売管理研修は、3つの研修があります。図表と併せてご覧ください。

①つめは、コア講師講習(図の②)。コア講師講習は、中央会をはじめとした指定研修実施団体が主催となり、国税庁のほか関係省庁の担当者が講師を務めます。約6時間の研修です。過去には平成15年、18年、27年に開催されており、中央会では、今秋約8年ぶりとなるコア講師講習開催に向けて国税庁と協議を行っているところです。コア講師講習は、次に説明する講師講習の講師及び酒類販売管理研修の講師になることができます。

②つめは、講師講習(図の③)。コア講師講習を受講した者を持つ研修実施団体は、講師を新たに養成するための講師講習を開催することが出来ます。

③つめは、講師講習(図の④)。コア講師講習を受講した者を持つ研修実施団体は、講師を新たに養成するための講師講習を開催することが出来ます。



最後に、酒類販売管理研修(図の④)。こちらは、多くの連合会、地区組合が局または指定の研修実施団体となり、原則2か月に1度以上開催されている酒類販売管理研修のための研修会です。法令で3年毎の再受講が義務付けられているのは酒類販売管理研修のみで、コア講師講習は、中央会主催の講師講習を各地で開催してきました。講師講習を受講すると、酒類販売管理研修の講師になることができます。中央会では、テキスト改訂の際に、改訂箇所を新旧対照表などでお知らせをしていますので、講師の方は必ずご確認ください。

先日、「酒類販売管理研修開催状況と今後の見通しに関するアンケート」を実施させていただき、その結果を取り纏めるとともに、事務効率化の一例をご紹介させていただきます。

第2号議案

令和4年度収支計算書・貸借対照表・財産目録承認の件 収支計算書

〔自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日〕

【収入の部】 全国小売酒販組合中央会 (単位:円)

科目	収入額	予算額	増減
1. 前期繰越金	91,913,755	90,229,795	-
2. 賦課金	20,495,460	20,495,460	0
3. 賛助会費	2,000,000	2,000,000	0
4. 助成金	600,000	600,000	0
5. 受入手数料	5,783,525	6,700,000	▲916,475
6. 受取利息	807	525	282
7. 酒類販売管理研修収入	7,114,518	-	-
8. 雑収入	50,887,129	50,255,000	632,129
合 計	178,795,194	170,280,780	-

【支出の部】 全国小売酒販組合中央会 (単位:円)

科目	支出額	予算額	増減
1. 業務費	52,415,124	58,050,000	▲5,634,876
(1) 役員報酬	3,050,000	3,050,000	0
(2) 給料手当	25,151,884	27,000,000	▲1,848,116
(3) 法定福利費	5,379,348	5,100,000	279,348
(4) 福利厚生費	1,111,140	1,350,000	▲238,860
(5) 旅費交通費	844,455	1,500,000	▲655,545
(6) 備品消耗品費	416,331	710,000	▲293,669
(7) 貸借料	6,217,200	6,330,000	▲112,800
(8) 修繕費	370,977	380,000	▲9,023
(9) 図書及印刷費	792,317	1,150,000	▲357,683
(10) 通信運搬費	3,581,824	5,750,000	▲2,168,176
(11) 水道光熱費	335,363	300,000	35,363
(12) 支払手数料	3,484,783	3,300,000	184,783
(13) 諸費	1,010,000	1,010,000	0
(14) 交際費	669,502	620,000	49,502
(15) 雑費	0	500,000	▲500,000
2. 事業費	28,010,047	19,911,000	8,099,047
(1) 教育指導費	15,687,981	15,200,000	487,981
(2) 委員会費	0	0	0
(3) 広報宣伝費	4,164,527	4,211,000	▲46,473
(4) 調査研究費	403,254	500,000	▲96,746
(5) 酒類販売管理研修費用	7,754,285	-	-
3. 会議費	8,782,984	10,180,000	▲1,397,016
(1) 役員会費	14,300	30,000	▲15,700
(2) 役員旅費	6,309,920	7,400,000	▲1,090,080
(3) 総会費	176,264	250,000	▲73,736
(4) 総会旅費	2,282,500	2,500,000	▲217,500
4. 支部費	5,000,000	5,000,000	0
5. 組合活動費	4,375,482	5,000,000	▲624,518
6. 法人都民税	70,000	70,000	0
7. 消費税納付額	6,062,800	5,700,000	362,800
8. 退職金共済掛金	1,392,040	1,530,000	▲137,960
9. 退職金中央会負担額	0	0	0
10. 災害見舞金	0	0	0
11. 次期繰越金	72,686,717	64,839,780	-
合 計	178,795,194	170,280,780	-
当期収支差額	▲19,227,038	▲25,390,015	-

第5号議案

令和5年度収支予算書承認の件 令和5年度収支予算書

〔自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日〕

【収入の部】 全国小売酒販政治連盟 (単位:円)

科目	予算額	昨年度実績	増減
1. 前期繰越金	6,056,156	5,489,016	-
2. 会費	10,097,700	9,622,075	475,625
3. 受取利息	40	40	0
4. 雑収入	0	0	0
合 計	16,153,896	15,111,131	-

第4号議案

令和5年度収支予算書承認の件 令和5年度収支予算書

〔自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日〕

【収入の部】 賦課金部門 (単位:円)

科目	予算額	前年度実績	増減
1. 前期繰越金	71,642,524	90,229,795	▲18,587,271
2. 賦課金	19,522,220	20,495,460	▲973,240
3. 賛助会費	2,000,000	2,000,000	0
4. 助成金	600,000	600,000	0
5. 受入手数料	7,100,000	5,783,525	1,316,475
6. 受取利息	800	807	▲7
7. 雑収入	62,500,000	50,887,129	11,612,871
合 計	163,365,544	169,996,716	-

【支出の部】 全国小売酒販政治連盟 (単位:円)

科目	予算額	前年度実績	増減
1. 業務費	52,170,000	52,415,124	▲245,124
(1) 役員報酬	3,050,000	3,050,000	0
(2) 役員退職慰労金	1,860,000	0	1,860,000
(3) 給料手当	22,000,000	25,151,884	▲3,151,884
(4) 法定福利費	4,500,000	5,379,348	▲879,348
(5) 福利厚生費	1,400,000	1,111,140	288,860
(6) 旅費交通費	1,000,000	844,455	155,545
(7) 備品消耗品費	500,000	416,331	83,669
(8) 貸借料	6,250,000	6,217,200	32,800
(9) 修繕費	380,000	370,977	9,023
(10) 図書及印刷費	900,000	792,317	107,683
(11) 通信運搬費	5,000,000	3,581,824	1,418,176
(12) 水道光熱費	350,000	335,363	14,637
(13) 支払手数料	3,350,000	3,484,783	▲134,783
(14) 諸費	1,010,000	1,010,000	0
(15) 交際費	620,000	669,502	▲49,502
(16) 雑費	0	0	0
2. 事業費	30,811,000	20,255,762	10,555,238
(1) 教育指導費	25,900,000	15,687,981	10,212,019
(2) 委員会費	0	0	0
(3) 広報宣伝費	4,211,000	4,164,527	46,473
(4) 調査研究費	700,000	403,254	296,746
3. 会議費	9,580,000	8,782,984	797,016
(1) 役員会費	30,000	14,300	15,700
(2) 役員旅費	6,800,000	6,309,920	490,080
(3) 総会費	250,000	176,264	73,736
(4) 総会旅費	2,500,000	2,282,500	217,500
4. 支部費	5,000,000	5,000,000	0
5. 組合活動費	0	4,375,482	▲4,375,482
6. 法人都民税	70,000	70,000	0
7. 消費税納付額	4,000,000	6,062,800	▲2,062,800
8. 退職金共済掛金	960,000	1,392,040	▲432,040
9. 退職金中央会負担額	2,000,000	0	2,000,000
10. 災害見舞金	0	0	0
11. 次期繰越金	58,774,544	71,642,524	-
合 計	163,365,544	169,996,716	-
当期収支差額	▲12,867,980	▲18,587,271	-
令和4年度収支差額	▲18,587,271	-	-
令和3年度収支差額	19,384,652	-	-
3カ年収支差額	▲12,070,599	-	-

◆**中西秀起会長挨拶**
 「10月の酒税税率改正に伴い、新券対応をしておりますが、急遽、6月2日に大手清酒メーカーが10月出荷分から資材高騰を反映した価格改定をするとの発表がありました。これに伴い、清酒券価格について見直しの最終調整を行っております。その為、予算案にはその部分が反映していないことをご理解をお願い致します。なお、剰余金処分案では出資配当5千万円、利用分量配当1億9千8百万円を提案しております。令和5年3月末現在の未回収残高493億5百万円で、皆様方のご協力により酒券未精算金を初めて100%積立することが出来ました。また、平成17年10月発行の全酒協券から有効期限を設定しておりますが、有効期限切れの券をお持ちの消費者に対して無効としてきております。このようなことから、消費者からクレームを頂き、当会及び全酒協券のマイナスイメージを持たれる方も多く見受けられます。そこで、この度の社会貢献活動の取組みは、発行事業者として企業価値及び全酒協券のブランドイメージ向上を目的に実施するものであり、ご理解の程をお願い申し上げます。」

◆**令和4年度事業報告書**
 「商品券部門はビール及び清酒のメーカーから値上げが発表され、急遽、新券を10月に発売し、キャンペーンを実施した。JALやJR東日本のポイント交換商品にビール券が組入れられた。テレビ等で広告宣伝を行った。券のデジタルギフト化は困難と考え、新たなビジネスモデルを検討する。金融機関から回収業務の契約終了の申入れがあった。回収券は組合持込みのお願いとともに、回収環境整備を検討した。社会貢献活動は公共性の高い団体支援を検討した。共同購買部門は原材料の高騰で乾旋商品の値上げが相次いだ。ポジョレ・ヌーヴォーは運賃高騰、資材不足等の値上げで前年を下回った。清酒及びす寿はキャンペーンや各県の販促取組みで前年を上回った。PB日本ワインも券キャンペーンの景品使用で前年を上回った。また、商品の認知度拡大の為にイベント等を検討した。ギフト商品のWeb発注が浸透した。ギフト商品は回復傾向が見られた。芋焼酎を検討した。キャッシュレス決済端末機を案内した。組織活性化部門は業務委任費の原資となる運用資金等を検討し前回と同じ算出方法で支給した。令和5年度も同様の支給とした。組織状況調査により組織活性化を検討した。恵

比寿寮はキャンペーンで宿泊者数は回復傾向にある。資金運用は当初見込より運用益増となった。」
 ◆**令和4年度損益計算書・貸借対照表・財産目録**
 ◆**剰余金処分(案)**
 ①デジタルギフト化は困難とあるが、こうしたものは日々進歩しているもので、検討を続けてもらいたい。また、新たなビジネスモデルは具体的に何か。
 回答 デジタルギフトは機器等の導入が個店に必要となり難しい。ただ、消費者が機器を使っ

て券を印刷して、その印刷したもので、酒販店で利用出来るかを他業種と検討している。
 ◆**3案件は可決承認された。**
 ◆**令和5年度事業計画書(案)**
 「商品券部門は10月の酒税減税とメーカーの価格改定に対応した新券を発行する。使用済券・未使用券の輸送中の盗難・破損の保険等対応の取扱要領を整備する。尚、価格変更時の新券発行に伴う旧券の未使用券返品送料を全酒協負担で検討する。金融機関の事務委託契約が終了により、空白地域が生じないよう県連及び地区組合に換金事務の協力要請を行う。また、券交換所システムの構築を検討する。プレゼントパブリシティ等で認知度向上を図る。社会貢献活動は日本赤十字社に券売上の一部を寄付する。また、ビール券裏面に
 ◆**貸付金最高限度額(案)**
 ◆**借入金残高の最高限度額(案)**
 ◆**役員退職慰労金支給**
 3案件は可決承認された。終了。

全国酒販協同組合連合会・第52期通常総会

第74回通常総代会報告

令和5年6月22日、第74回通常総代会を下記のとおり開催し、すべて原案どおり承認可決されました。

- 日時 令和5年6月22日(木) 午後1時30分～午後3時20分
- 場所 全国小売酒販会館 大会議室
- 総代総数 103名
出席総代数 94名(本人・代理人59名、書面15名、委任20名)
- 審議議案
 - 第1号議案 令和4年度事業報告書承認の件
 - 第2号議案 令和4年度貸借対照表・損益計算書承認の件
 - 第3号議案 令和4年度剰余金処分案承認の件
 - 第4号議案 令和5年度事業計画(案)審議の件
 - 第5号議案 令和5年度予算書(案)審議の件
 - 第6号議案 役員報酬承認の件
 - 第7号議案 役員退職慰労金支給の件
 - その他
 - 令和5年度事業概況報告について
 - 総代任期満了に伴う改選について



財産の概況

令和5年3月31日現在

資産合計	4,018,153,912円
負債合計	889,927,430円
純資産合計 (内、当期末処分剰余金)	3,128,226,482円 (66,452,352円)

収支の状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

経常収益	400,948,384円
経常費用	320,784,532円
経常剰余金	80,163,852円
税引前当期剰余金	80,163,852円
法人税等	13,711,500円
当期剰余金	66,452,352円
当期首繰越剰余金	160,847,462円
任意積立金取崩額	13,576,680円
当期末処分剰余金	240,876,494円

支払余力比率

区分	令和4年度末
支払余力総額	3,283百万円
リスクの合計額	101百万円
支払余力比率	6475%

※消費生活協同組合法施行規則並びに同法施行規程に基づき算出しています。生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、保険会社のソルベンシーマージン比率と単純に比較できません。

令和4年度共済事業概況

加入人員13,243人・風水害特約753人
加入人口数119,673口・風水害特約8,067口

	給付件数	給付金
火災	11件	46,269,404円
生命	406件	12,345,000円
風水害	404件	49,472,968円
風水害特約	21件	11,606,213円
災害見舞金	407件	10,477,000円

剰余金処分案

令和5年3月31日現在

当期末処分剰余金	240,876,494円
任意積立金取崩額	9,523,000円
剰余金処分	28,343,087円
法定準備金	13,300,000円
利用分量割戻金	11,943,407円
任意積立金	3,099,680円
次期繰越剰余金	222,056,407円

※利用分量割戻金は、火災共済(火災等)正味掛金に対して100円割戻す換算になります。
 ※任意積立金は、システム開発のために積み立てています。

組合員の皆様へ

詳しくは、ホームページをご覧ください。
URL <http://www.shuhanseikyo.org>

酒販生協ホーム	検索
-------------------------	--------------------

介護状態に合わせて保障する

アフラックの
しっかり頼れる
介護保険

・要介護認定を受けた方の
約9割が75歳以上※2

・主な介護者の割合
家族・親族が約7割※1

「生きる」を創る。

3本の柱で寄添い
不安を少しでも取り除き
自分らしく生きていただくために
サポートします

・介護にかかる期間
平均4年7カ月※3

がん保障

医療保障

※1 出典：厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成
※2 出典：厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告（年報）」をもとにアフラック作成
※3 出典：（公財）生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成

〈アフラックのしっかり頼れる介護保険〉

公的介護保険制度の補完商品として、介護の基本となる

公的介護保険の介護サービス利用に必要な費用に備えられます。

- 公的介護保険制度に連動し、要介護度に応じて給付金をお支払いします。
- 要介護1以上またはアフラック所定の要介護状態に該当した場合に、保険料の払込みが免除されます。
- ご契約後のサービスで、介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートします。ご契約者様とご家族が利用いただけます。このサービスは（株）ウェルネス医療情報センター、（株）ファミトラ、（株）エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

♥介護者への思いやり♥

商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください。

資料のご請求はお気軽に

☎ **0120-4888-42** AM 9:00~
PM 4:00
(月~金)

資料請求いただいたお客様の個人情報の当代理店における利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

全国酒販生活協同組合担当
募集代理店

株式会社 川口

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-1-27 全国酒販生活協同組合内
TEL: 03-3714-0292 FAX: 03-3710-8230
URL: <https://webby.aflac.co.jp/kawaguchi/> E-mail: kawaguchi555@ak.wakwak.com

引受保険会社

Aflac アフラック

東京総合支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き TEL 03-3344-1580
アフラックホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

AF271-2023-0127 7月6日(240706)



左から）永田会長、議長を務める石川県・瀬戸会長、質問する兵庫県・中田会長

永田博之会長挨拶要旨

全酒青総会も第64回と回を重ね、歴代の先輩方の後を追ってこの場に在ることの責任と感謝の気持ちでいっぱいです。今年から中央会、全酒協、全生協より全酒青へ助成金を頂戴しています。期待をいただきながらしっかりと活動していきたいと思っております。

まず取り組まなければいけないこととして組織の増強があります。廃業や後継者不足などにより街の酒屋さんは減る一方です。青年会の存続のため仲間の発掘を考えます。そのためにも青年会として「遊び」をしっかりとやりたいと思っております。遊びからは仕事を多面的に見ることができ、ストレスを解消し、新しい発想や好奇心、探求心、想像力が生まれます。遊びを通じて出会った仲間は、お互いを助け合い、志を同じくする仲間として一緒に成長し、先輩や後輩からたくさんのお話を教えてもらえたいと思っております。そのような中での仕事は、成果も上がり、他の人からも喜ばれ、社会に貢献でき、充実感、満足感が得られると考えております。

そんな良い連鎖の一助として、青年会はこれからも存続していくことを願っております。我々は常に前を向き、具体的にビジョンをかため、肯定的に進んでいかなければなりません。みんなで協力して頑張っていきましょう。

6月4日、全国小売酒販青年協議会（以下、全酒青）第64回通常総会が開催され、13都道府県の会員とオブザーバー併せて28名が出席。すべての議案が原案通り承認されました。昨年度は、各地のイベント開催（出店）や、11月に大阪にて「大阪の立ち飲み文化に触れる」をテーマにした全国研修会を開催し大成功を収めるなど、横のつながりを活かした活発な活動を行っている青年会。親会である中央会、全国酒販協同組合連合会（以下、全酒協）、全国酒販生活協

期待高まる青年会・永田体制2年目へ

同組合でも、青年会への助成を決定するなど支援が拡がっています。総会には、来賓として中央会吉田会長、全酒協中西会長が出席し、最近の活動と取組みの紹介と共に青年会・青年会員の期待とエールを送りました。出席者からは、アルコール体質試験パッチのメーカー値上げを受けての対応、各地の青年会の活動状況に関する質問がなされ、執行部より回答したほか、総会終了後に出席会員より活動の発表がありました。全酒青では、今秋に予定している全国研修会開催に向けた検討を本格化させていく予定です。詳細が決まり次第、酒販通信に掲載いたします。

青年会 Q & A

Q1. 青年会はどんな組織ですか？

A1. 小売酒販組合が「親」なのに対して、青年会は「子」にあたります。現役で活躍する酒販店の若手が集い、地域ごとや全国のネットワークを活かして、様々な意見や情報交換をしています。令和4年より青年会永田会長は、中央会役員会にオブザーバー参加し、中央会の事業に青年会の意見を反映させるなど、業界団体の「次代」を担っているのが青年会です。

Q2. 青年会はどこ地域にありますか？

A2. 青年会は東京、千葉、長野、大阪、兵庫、滋賀、北海道、岩手、秋田、石川、富山、三重、広島、島根、愛媛、長崎、熊本、大分、鹿児島県の19都道府県にあります。（山梨は休会中）※令和5年6月現在

Q3. 地域・全国の青年会ではそれぞれどんな活動をしていますか？

A3. 地域ごとの青年会では、各種イベントの開催・出店（東京、大阪等）、地酒等を学ぶ研修会・勉強会（長野、富山等）のほか、全国6ブロックに分かれて開催されるブロック会議等活発な活動を行っています。全酒青では年に1度全国研修会を開催しており、昨年は「大阪の立ち飲み文化に触れる」をテーマに、全国から51名が参加し大変盛り上がりしました。今年の全国研修会は秋の開催に向けて検討中です。

Q4. 青年会に入会したいときはどうすればいいですか？

A4. 全国小売酒販青年協議会（TEL: 03-3714-0172）へお問い合わせください。その他ご質問やご不明点もお気軽にご連絡ください。